

令和7年度 税制改正 参考資料

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応（案）

- デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用

所得税の基礎控除の引上げ

- 最後の基礎控除引上げ（平成7年）からの消費者物価指数等の物価動向を勘案
- 現行の最高48万円から**10万円（20%程度）**引き上げ、**最高58万円**に。

給与所得控除の最低保障額の引上げ

- **物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**
- 最低保障額を現行の55万円から**10万円**引き上げ、**65万円**に。

大学生年代の子の親への特別控除の創設

- **人手不足**の中、特に大学生のアルバイトの**就業調整**に対応
- **大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設。**
 - 子の給与収入が、**150万円以下**→**63万円**
 - 子の給与収入が、**150万円超** →控除額が**段階的に逡減**

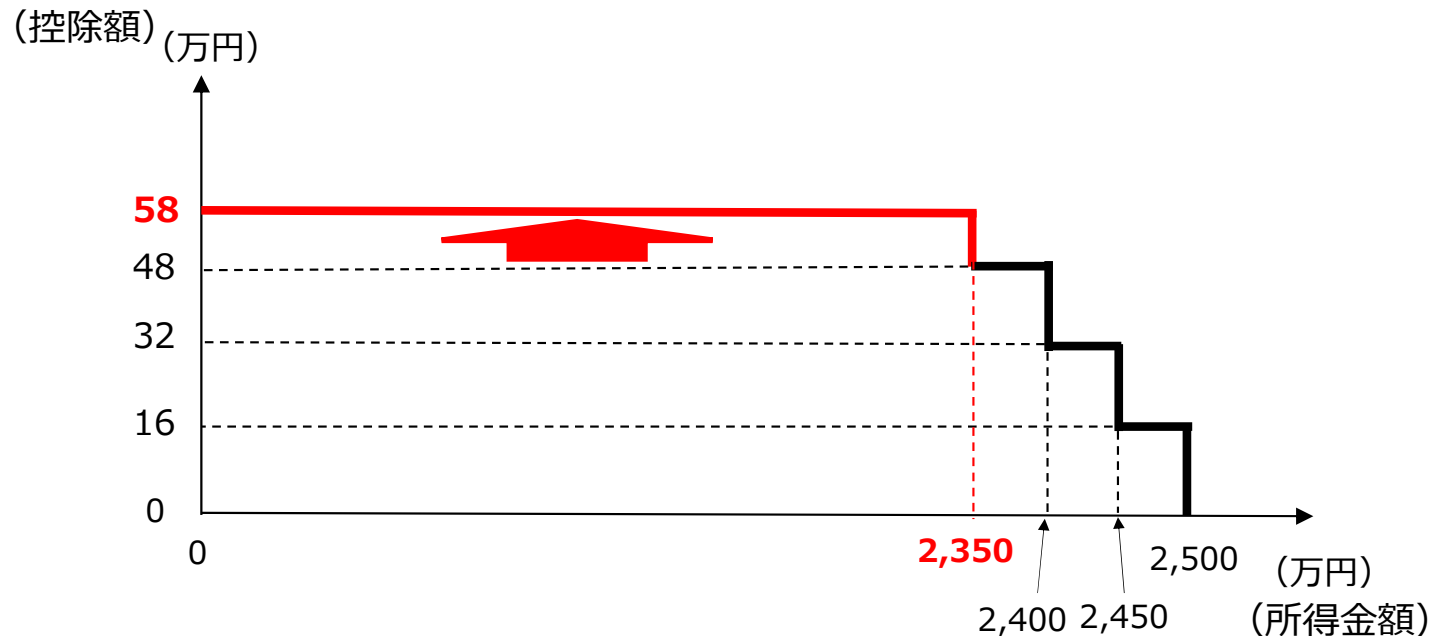
所得税の基礎控除の引上げ（案）

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる**消費者物価指数（総合）**は、最後に基礎控除の引上げが行われた**平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇**し、**令和6年も10月までに3%程度上昇**しており、**今後も一定の上昇**が見込まれる。また、生活必需品を多く含む**基礎的支出項目**の消費者物価は**平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇**している。こうした物価動向を踏まえ、**所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる**。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ

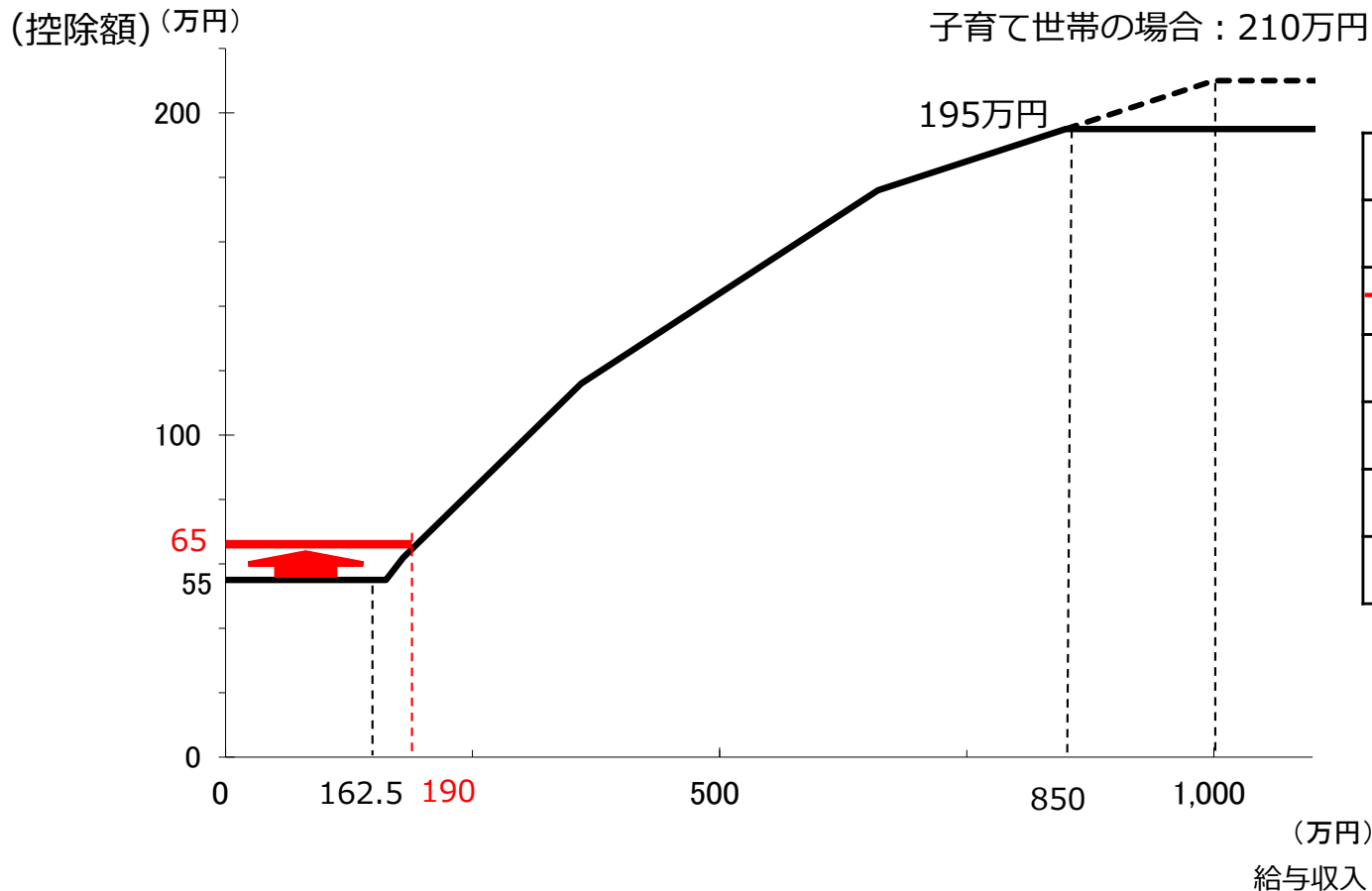


給与所得控除の最低保障額の引上げ（案）

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が増加すれば、控除額も増加する。しかしながら、**最低保障額が適用される収入**である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、**物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**するとの観点から、**最低保障額を現行の55万円から65万円に10万円引き上げる**。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ



給与所得控除額

最低保障額：55万円 ⇒ 65万円

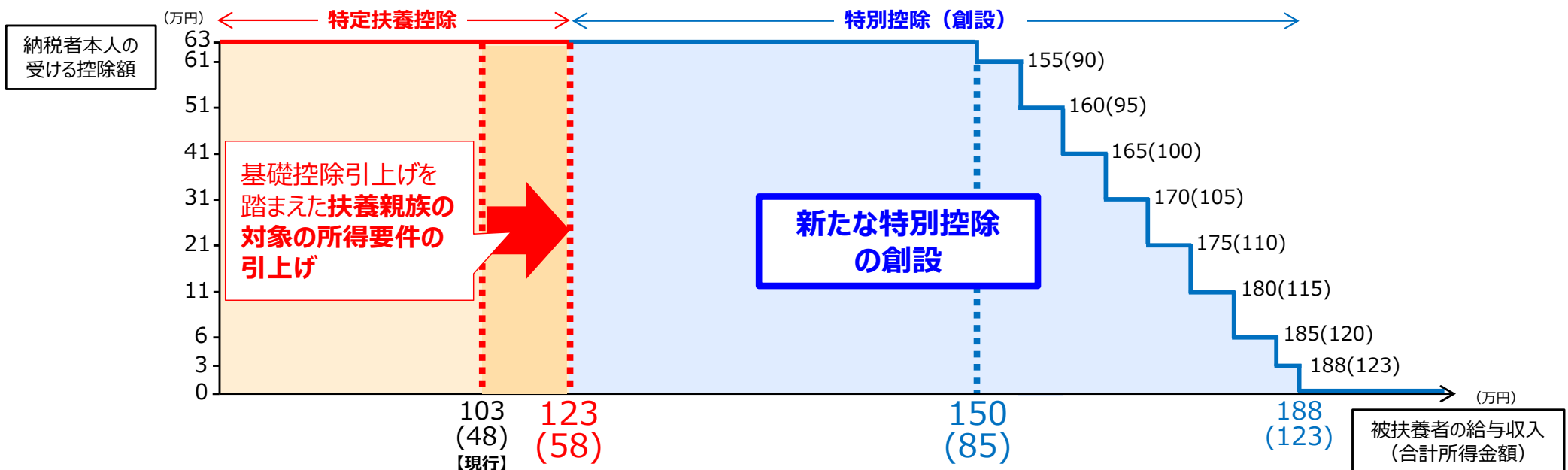
給与収入	控除額
180万円以下	給与収入×40% - 10万円
360万円以下	給与収入×30% + 8万円
660万円以下	給与収入×20% + 44万円
850万円以下	給与収入×10% + 110万円
850万円超	195万円

特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等（案）

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、**19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）**までは、親等が**特定扶養控除と同額（63万円）**の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の**合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組み**を導入する。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の基礎控除と同額の48万円（給与収入103万円に相当）を、**基礎控除の引上げを踏まえ、58万円（給与収入123万円に相当）**とする。源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

新たな控除のイメージ

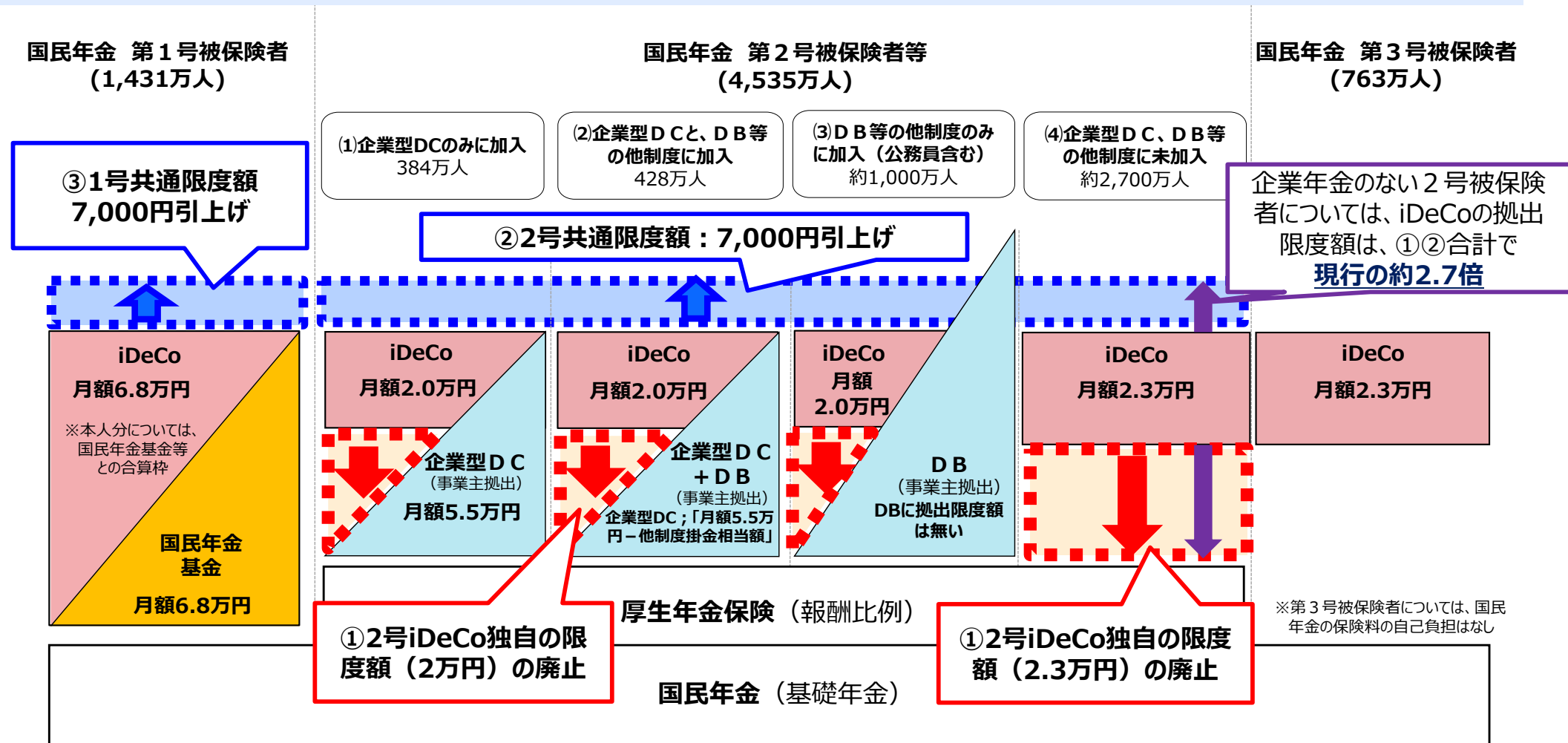


(注) 上記の給与収入及び合計所得所得の金額は、令和7年度改正案による給与所得控除の最低保障額の引上げ (+10万円) 適用後の金額である (【現行】の部分を除く。)

老後に向けた資産形成の支援

DC・iDeCo等の拠出限度額の引上げ（案）

- ① 勤務先の企業年金の有無等による**拠出限度額の差異を解消**する観点から、**2号被保険者（会社員等）**について、**iDeCo独自の限度額を廃止**し、企業年金の拠出額との合計に対する**共通限度額**に一本化。
- ② そのうえで、前回の拠出限度額設定時からの**賃金上昇率を勘案**し、**2号の共通拠出限度額**について、**5.5万円から6.2万円に引き上げる**。iDeCoによる支援が最も必要となる企業年金のない2号被保険者については、iDeCoの拠出限度額は、**年間で現行の約2.7倍の約75万円**となる。
- ③ **1号共通限度額**については、2号との公平性の観点から、**2号と同額の引上げ**を行う。



子育て支援に関する政策税制

高校生年代の扶養控除見直し及び子育て支援に関する政策税制（案）

高校生年代の扶養控除見直し

- 個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。
- また、高校生年代の扶養控除及びひとり親控除については、令和 8 年分の所得税及び令和 9 年度分の個人住民税は現行制度を維持し、その見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和 6 年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和 8 年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る。

子育て支援に関する政策税制

- 令和 6 年度税制改正大綱において高校生年代の扶養控除の見直しと併せて行うものとした以下のイからハの子育て支援税制については、上記の高校生年代の扶養控除の取扱いを踏まえてそのあり方を検討することとなるが、今般、1 年間の時限的な措置として対応する。
 - イ 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
令和 6 年限りの措置として対応した上乗せ措置について、令和 7 年限りの措置として講ずる。
所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同様に個人住民税額から控除し、個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。
 - ロ 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充
令和 6 年限りの措置として対応した特例措置について、令和 7 年限りの措置として講ずる。
 - ハ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充
令和 8 年分所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23 歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の 4 万円の適用限度額に対して 2 万円の上乗せ措置を講ずる。
なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の 12 万円から変更しない。
一時払生命保険については、2 万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は控除の適用対象から除外しないこととする。

地域経済を支える中小企業の実績を後押しする税制

今回の中小企業税制の見直し案の考え方

- 中小企業には、小規模事業者やスタートアップ企業、さらには、地域経済を牽引する企業や大きな成長力を有している企業など、様々な態様がある。
- 地域経済に好循環を生み出していくため、「売上高100億円超を目指す中小企業」が、思い切った設備投資を行うことができるよう、投資減税を拡充する（対象資産に建物を追加）。
- 同時に、極めて所得が高い中小企業等については、リーマンショック以降一律に適用されてきた特例税率を一部見直す（所得10億円超の特例税率見直しによる影響額は、1社あたり+16万円）。
- こうした極めて所得が高い中小企業等の多数は、一定の要件の下で、上記の新たな投資減税を活用でき、その場合、特例税率の見直しを大きく上回る減税メリットを受けることができる。
- このように、極めて所得が高い中小企業等に係る税制についてメリハリを講じることで、地域経済において前向きな投資を後押ししていく。

売上高100億円超を目指す中小企業への更なるインセンティブ措置（案）

- 地域経済の好循環を生み出していくため、売上高100億円超を目指す中小企業については、税制面でも、成長につながる前向きな取組を後押ししていくことが重要である。
- 具体的には、中小企業経営強化税制を拡充し、そうした企業が行う一定規模以上の設備投資について、インセンティブ措置を講じる。

中小企業経営強化税制（B類型）

【改正案：対象資産に建物追加】

【改正案：主な追加要件】

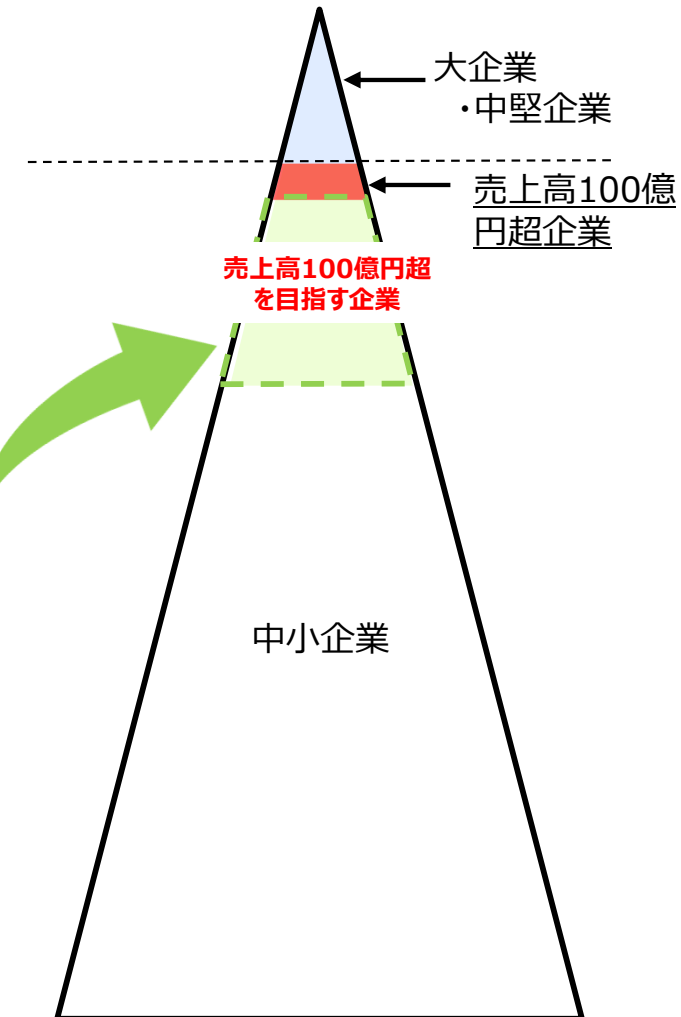
- ・売上高100億円超を目指す
- ・売上成長率10%以上
- ・賃上げ率一定割合以上
- ・投資規模が1億円以上又は売上高5%以上
- ・計画認定時の売上高が10億円超90億円未満等

対象設備	賃上げ率	特別償却	税額控除
建物追加	2.5%以上	15%	1%
	5%以上	25%	2%

既存措置

一定以上の投資収益率の計画に係る設備投資

即時償却又は税額控除※



（※）税額控除率は、10%（資本金3,000万円超の法人にあっては、7%）

（注1）現行法上の対象設備は、機械装置、工具（A類型の場合には、測定工具又は検査工具に限る。）、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備

（注2）建物には、建物とあわせて取得するその附属設備を含む。

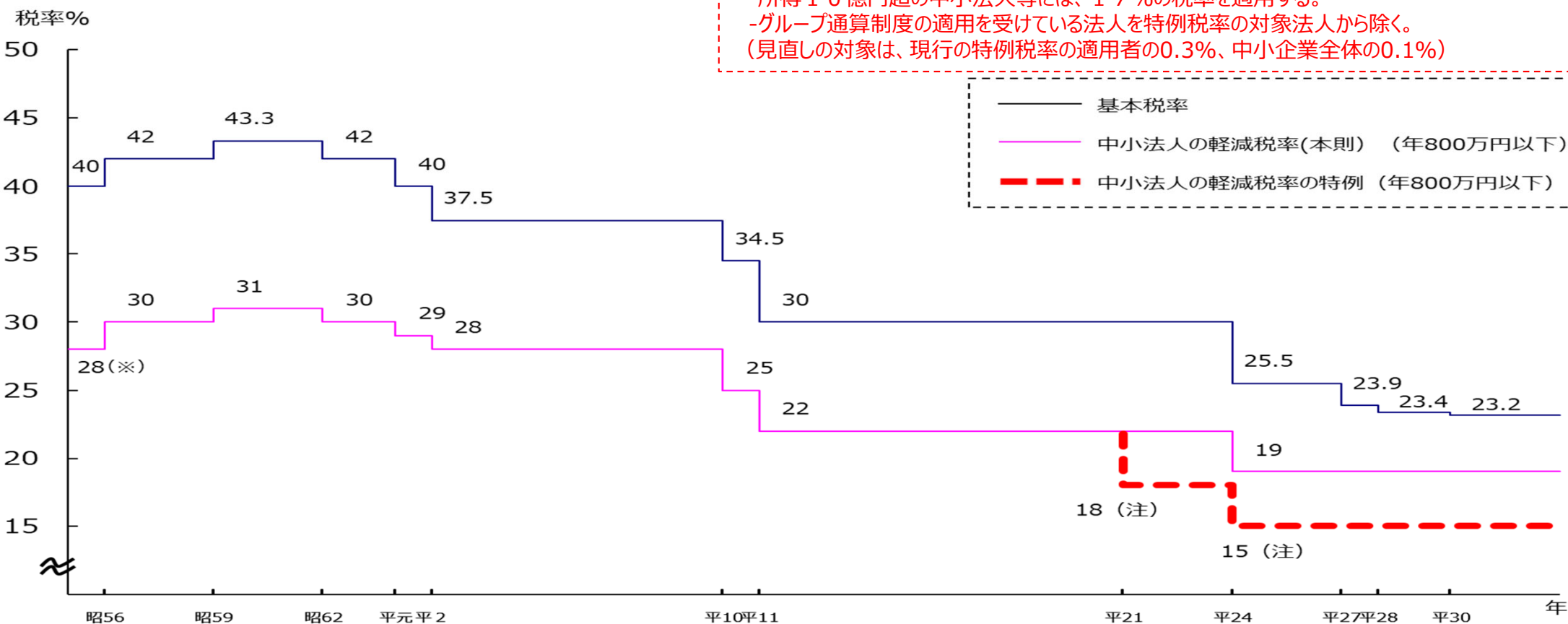
中小法人等の軽減税率の特例の延長等（案）

- 賃上げや物価高への対応に迫られている中小企業状況を踏まえ、極めて所得が高い中小企業等についてのみ見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。
- リーマン・ショックの際の経済対策として時限的に設けられた措置であること等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する。

<改正案>

- ・適用期限を令和8年度末まで2年延長する。同時に次の見直しを行う。
 - 所得10億円超の中小法人等には、17%の税率を適用する。
 - グループ通算制度の適用を受けている法人を特例税率の対象法人から除く。（見直しの対象は、現行の特例税率の適用者の0.3%、中小企業全体の0.1%）

○ 法人税率の推移



(注) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和9年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

(※) 昭和56年3月31日の間に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置（案）

法人税

- ・ 法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）を課す。
- ・ 防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- ・ 課税標準となる法人税額から500万円を控除する。

所得税

- ・ 所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する。

たばこ税

- ・ 令和8年4月から実施する加熱式たばこの課税の適正化については、消費者への影響に鑑み、2段階（令和8年4月及び令和8年10月）で実施することとする。
- ・ 国のたばこ税率は、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円／1本、引き上げるこ
ととする。

新たな防衛力整備計画に関する財源確保について

令和4年12月16日 政府与党政策懇談会資料

下図はイメージ図である
ことに留意

